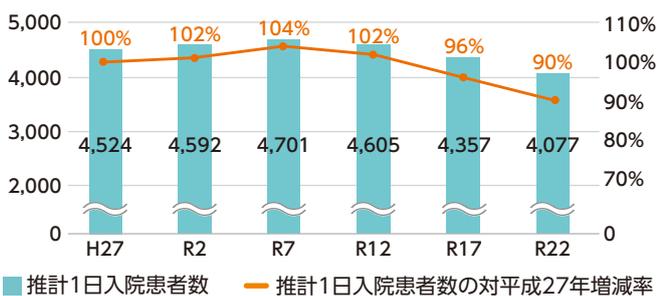


下関の 地域医療を 考える。

4病院を3病院へ再編・統合することを検討中 新しい病院の建設候補地は、幡生操車場跡地

下関医療圏の入院患者数の推移



1 2025年問題

2025年問題とは、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となることによって起こる、社会保障費の増加や働き手不足などの社会問題のことをいいます。

「下関市人口ビジョン（令和元年改訂版）」によれば、少子高齢化、生産年齢人口の減少は本市でも例外ではなく、2025年（令和7年）には、これまでの年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）の減少に加え、65歳以上人口も減少に転じることが見込まれています。高齢化率については、

2 地域医療への影響

本市における2025年問題は、地域医療にどのような影響をもたらすのでしょうか。

まず、1つ目は、生産年齢人口の減少により医療従事者、特に医師の確保が難しくなる点です。すでに、本市においても医師不足が理由で、一部の総合病院で診療を行っていない科目があります。

2つ目が、65歳以上人口も減少に転じることで、医療需要自体も縮小していく点です。医療従事者・患者数の減少にあわせてベッドの数を減らしていく必要があります。病床稼働率の低下は、病院経営の観点から将来も安心・安全な医療の提供を持続していくことの支障となる可能性があります。

3 地域医療のあり方

将来にわたって安心・安全で持続可能な医療提供体制を維持していくためには、どうすればよいのでしょうか。

最も重要なポイントが、医師の確保です。医療が高度・専門化している現在、医師は、その病院でやりたいことができるか、能力を

現在まで

基本構想

下関医療圏地域医療構想調整会議の中間報告や4総合病院意見等を踏まえ、新しい病院の概要を示すとともに、建設場所、3病院体制への移行などの大まかな方針を表しています。

令和6年度～

基本計画

基本構想を踏まえ、新しい病院の診療科をどうするかや、病床の数、建設等に要する事業費など、より詳細な方針を定めていきます。

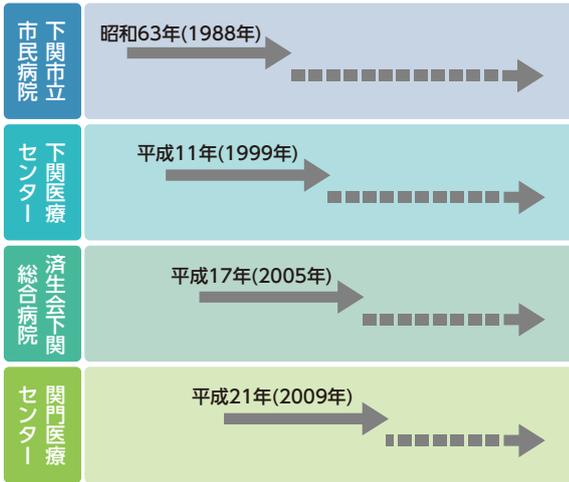
基本設計・実施設計・建設工事

基本計画に基づき、建物や諸室の具体的な寸法、詳細部分まで設計を行い、必要な工事費を算出し、建設工事を行います。

各病院の建設時期と建て替え目安時期

昭和55年(1980年) 平成12年(2000年) 令和2年(2020年) 令和22年(2040年)

■: 既存病院
■: 建て替え(目安)



※病院の建て替え時期は、各病院の事情により異なります



◀「新下関市立病院に関する基本構想」の詳細については、QRコードから。

基本的な考え方を紹介します。

前述の提言を受け、下関医療圏において、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保するため、建て替えの時期に近い市立市民病院と下関医療センターを統合した、新たな病院整備の可能性を検討し、このたび、新病院の整備に関する考え方や、新病院が担うべき役割・機能等に関する方針をまとめた「新下関市立病院に関する基本構想」を策定したものです。基本構想の詳細については、上記QRコードから確認できます。

以降、基本構想策定に当たって実施したパブリック・コメントに寄せられた意見と、それに対する

◀救急医療などを担う総合病院は、一般的に築30年～40年で建て替えの時期を迎えるといわれています。市立市民病院は、令和10年(2028年)に築40年、下関医療センターは、令和11年(2029年)に築30年を迎え、近々建て替えの検討が必要な時期となっています。

4 地域医療構想

山口県は、平成28年7月に地域医療構想を策定し、8つの二次保健医療圏ごとに「地域医療構想調

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

5 新市立病院基本構想

「まずは、4病院体制から3病院体制への再編・統合に係る検討を早急に進めていく必要があること」等が提言されました。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

また、患者数の減少に対しては、病院の再編・統合により、入院患者数を確保していく必要があります。

パブリック・コメントでの意見その2

医療従事者の確保は、大丈夫？

4病院の再編・統合により、重複する診療科を整理し、1病院当たりの患者数と症例数を確保します。医師にとって魅力のある病院となることで、安定した医師の確保を図ります。

また、新病院を建設する際には、職員にヒアリングを行うなどして、現場の声を取り入れた、すべての医療従事者が働きやすい職場環境を目指します。



パブリック・コメントでの意見その1

病床数はどのくらいになるの？ 診療科はどうなるの？

病床数は、市民の皆さんが市内に必要な医療を受けるために必要な数を確保することを大前提として、最新の医療需要の把握も行いながら検討を進めていきます。

診療科は、3病院体制となっても医療を確実に担うことができよう、4病院間で協議を進めます。

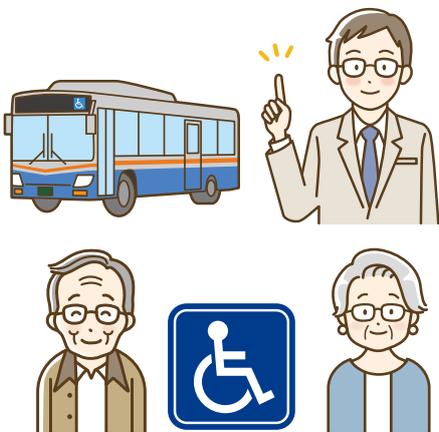
いずれも、今後策定する基本計画により方針を示します。



交通アクセスは？

市内各地からの来院を考慮し、使いやすいバス路線を検討し、バス事業者と協力を求めています。また、周辺の交通に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

JR幡生駅は、病院に隣接することで、さまざまな状況の方の利用が想定されます。市は、JRにバリアフリー化対応の要望を行っていきます。



新病院の位置は？

幡生操車場跡地を建設候補地として選定しました。ここは、統合を検討している両病院から距離が近いこと、JR幡生駅に隣接しており公共交通とのアクセスも良いことなどから、新病院を建設する位置として最もふさわしいと考えています。



医療は、地域で完結できることが望ましいと思います。例えば、心筋梗塞などでは、救急搬送の時間が短いことが有効であり、地域で一定のレベルを保った医療提供体制を整えることが大切です。

そのためには、医師を確保することが重要です。医師は、現場で経験を積み、修練することで成長します。自らの成長のために、「忙しく働ける病院」に魅力を感じ、勤務先を選んでいきます。病院の規模が大きくなっても忙しく働ける病院が必要で、患者が訪れる病院にしなければなりません。その一段階目として市立市民病院と下関医療センターの再編・統合が必要です。

これからは、生産年齢人口が減少し、当然、若い医師の絶対数が少なくなります。救急の現場を支

**地域医療をみんなで
守りましょう**

市立市民病院
院長 田中 雅夫



救急搬送に係る状況



えているのは、働き盛りの若い医師です。救急医療に必要な診療科を確保・維持するためにも、2病院の再編・統合が必要で、若手医師を引き付けられるような病院が必要です。救急医療体制を構築するのが難しくなっていることや、救急搬送時間の長時間化が起きているのは、医師不足の影響によるものと懸念されます。

また、救急医療の維持のために、救急医療の適正利用が重要です。市立市民病院に救急搬送される患者さんの中には、軽症の方が一定数見られます。地域医療、救急医療のあり方について、市民の皆さんも、危機意識を持ち、自分のこととして考えなければならぬ時期にきています。

救急医療が
ピンチです

●救急医療機関の適切な受診を

救急医療機関は、診療時間外に患者さん自らが訪れても、診療や治療を行います。救急車で搬送される患者さんも受け入れているため、急病でない場合の時間外受診が増えると、救急患者を受け入れることができなくなります。人口減少時代の地域医療を考えると、安心・安全で持続可能な医療提供体制が確保できるよう、皆さんの救急医療機関の適切な受診が欠かせません。

●救急車の適正利用

救急車は、症状が重く緊急の治療が必要な方の搬送に使われるものです。安易な救急車の利用は、緊急性の高い出動要請があった時に直ちに出勤できず、生命に関わる患者さんが発生する可能性が高くなります。緊急性が低く、自分で病院へ行ける場合は、自家用車やタクシー等をご利用ください。

●まずは、かかりつけ医や夜間急病診療所の受診を

軽症の場合は、診療時間中にかかりつけ医を受診してください。診療時間外であれば、日曜・祝日当番医や夜間急病診療所で受診してください。

急な病気やケガ等で、救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには 救急医療電話相談

おとな(概ね15歳以上)は

7 1 1 9

相談時間

毎日
24時間

IP電話、ひかり電話など #7119が利用できない場合は

083-921-7119

看護師等が電話で
アドバイスします。



子ども(15歳未満)は

8 0 0 0

相談時間

毎日
午後7時~翌朝8時

IP電話、ひかり電話など #8000が
利用できない場合は

083-921-2755

緊急・重症の場合は、迷わず119番してください

※この電話相談は、診療行為、医療行為ではなく、電話での助言により相談者の判断の参考としていただくものです。相談料は無料ですが、通話料は相談者の負担となります。

☎地域医療課 (☎231-1714)